

専決処分事項の承認を求めることについて

次のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和7年6月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

**東近江市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道
技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例の制定について**

専決第4号

専 決 処 分 書

次のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

東近江市長 小 椋 正 清

記

**東近江市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道
技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例の制定について**

東近江市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道 技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例

東近江市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年東近江市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条に1号を加える改正規定並びに第4条第1項第2号、第4号及び第5号を改め、同項に2号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建設業法施行令等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分を行ったので、市議会の承認を得たく、本議案を提出するものである。